

令和5年12月

大東市議会

定例月議会議案

提 出

令和5年11月24日



## も く じ

報告第12号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第13号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	2
報告第14号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	4
議案第80号	令和5年度大東市一般会計補正予算（第4次）について-----	別冊
議案第81号	令和5年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第2次） について-----	別冊
議案第82号	令和5年度大東市介護保険特別会計補正予算（第2次）に ついて-----	別冊
議案第83号	令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第2次）について-----	別冊
議案第84号	令和5年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 2次）について-----	別冊
議案第85号	令和5年度大東市水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第86号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	5
議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	6
議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	7
議案第89号	市道路線の認定について-----	8
議案第90号	南郷中学校長寿命化改良工事請負契約の変更について-----	9
議案第91号	大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者の指定に ついて-----	10
議案第92号	大東市立生涯学習センター及び大東市立文化情報センター の指定管理者の指定について-----	11
議案第93号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	12



報告第12号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |            |  |
|------------|--|
| 1 専決処分の日   | 令和5年8月4日   |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■   |
| 3 損害賠償の額   | 金10,000円   |
| 4 損害賠償の理由  | 令和5年7月20日日本市自動車（環境室）が大東郵便局北側の道路を西から東へ走行していたところ、大東市曙町3番38号先において、前方から走行してきた相手方自転車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第13号

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

<専決処分そのI>

- |            |   |
|------------|---|
| 1 専決処分の日   | 令和5年3月7日  |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■  |
| 3 損害賠償の額   | 金218,768円   |
| 4 損害賠償の理由  | 令和4年6月7日大東市深野北四丁目地内の本市が管理する深北大橋の下に位置する深北緑地第一駐車場において、当該橋面から染み込んだ雨水がコンクリートの成分を含んだ状態で漏出し、滴下したことにより当該駐車場に駐車していた相手方自動車に付着し、現状回復が困難な汚損を生じさせたので、これに対する損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅡ>

- |            |  |
|------------|--|
| 1 専決処分の日   | 令和5年3月7日   |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■   |
| 3 損害賠償の額   | 金143,000円  |
| 4 損害賠償の理由  | 令和4年6月26日大東市深野北四丁目地内の本市が管理する深北大橋の下に位置する深北緑地第一駐車場において、当該橋面から染み込んだ雨水がコンクリートの成分を含んだ状態で漏出し、滴下したことにより当該駐車場に駐車していた相手方自動車に付着し、現状回復が困難な汚損を生じさせたので、これに対する損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅢ>

- |            |  |
|------------|--|
| 1 専決処分の日   | 令和5年3月7日   |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■   |
| 3 損害賠償の額   | 金45,760円   |
| 4 損害賠償の理由  | 令和4年7月31日大東市深野北四丁目地内の本市が管理する深北大橋の下に位置する深北緑地第一駐車場において、当該橋面から染み込んだ雨水がコンクリートの成分を含んだ状態で漏出し、滴下したことにより当該駐車場に駐車していた相手方自動車に付着し、現状回復が困難な汚損を生じさせたので、これに対する損害を賠償するため。 |



報告第14号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- 1 専決処分の日 令和5年9月4日
- 2 損害賠償の相手方   

- 3 損害賠償の額 金550,000円
- 4 損害賠償の理由 令和5年2月28日相手方が自動車で市道北条東西6号線を東から西へ走行していたところ、大東市北条三丁目15番31号先において、当該道路が勾配の急な下り坂であったため、ブレーキを踏んだ際に車体が沈み込み、路面と車両下部が接触し、相手方自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。



## 議案第 86 号

### 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 福井 典子氏の任期が、令和 6 年 6 月 30 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 24 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	
氏 名	福 井 典 子
生年月日	

### 公 職 歴

平成 18 年 7 月	～	現在	人権擁護委員
平成 28 年 12 月	～	令和 4 年 11 月	民生委員
平成 28 年 12 月	～	令和 4 年 11 月	児童委員

議案第 87 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 橋川 加代子氏の任期が、令和 5 年 6 月 30 日に満了し、後任となる者が不在であったことから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 9 条ただし書の規定によりその職務を行っている同氏の後任として、法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、同法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 24 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]  
氏 名 山 本 了 一  
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴		
昭和 60 年	4 月	大東市奉職
平成 24 年	5 月 ～ 平成 30 年	市民生活部長
平成 30 年	9 月 ～ 現在	保護司

議案第 88 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 塩津 勝行氏の任期が、令和 6 年 6 月 30 日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 11 月 24 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	██
氏 名	植 田 勝 好
生年月日	████████████████████

議案第 89 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 24 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 野崎三丁目 6 号線  | (起点) 大東市野崎三丁目 177 番 16 先<br>(終点) 大東市野崎三丁目 177 番 8 先  |
| 2 三箇三丁目 15 号線 | (起点) 大東市三箇三丁目 26 番 9 先<br>(終点) 大東市三箇三丁目 26 番 11 先    |
| 3 中垣内四丁目 4 号線 | (起点) 大東市中垣内四丁目 982 番 3 先<br>(終点) 大東市中垣内四丁目 992 番 1 先 |

理 由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路及び本市へ無償寄附された道路を市道として認定するため。

議案第90号

南郷中学校長寿命化改良工事請負契約の変更について

令和4年9月27日付け議案第49号をもって議決された南郷中学校長寿命化改良工事請負契約を次のとおり変更する。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

契約の金額中「401,102,900円」を「405,622,800円」に改める。

理 由

変更しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第91号

大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 大東市立北条コミュニティセンター                |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市北条四丁目2番12号<br>特定非営利活動法人ほうじょう |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで          |

議案第92号

大東市立生涯学習センター及び大東市立文化情報センターの指定管理者の指定について

大東市立生涯学習センター及び大東市立文化情報センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立生涯学習センター<br>大東市立文化情報センター |
| 2 指定管理者   | 大阪市北区東天満二丁目7番12号<br>株式会社アステム |
| 3 指定の期間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで       |

議案第93号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月24日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

世帯に出産被保険者が存する場合における当該世帯に係る国民健康保険の保険料を減額すること等に伴い、所要の改正を行うため。



大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第48条の2」に改める。

第12条中「及び第40条」を「、第40条及び第40条の2」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに」に改める。

第14条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第21条中「及び第40条」を「、第40条及び第40条の2」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第30条中「第38条」の次に「及び第40条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第38条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第40条第1項及び第2項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第40条の2 当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下この条及び第48条の2において同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第

20条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2各号に掲げる場合には、出産の日。第48条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(次号及び第5項各号において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に掲げる額の決定について準用する。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「第20条」とあるのは「第29条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第24条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下この条及び第48条の2」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第31条」と、「第20条」とあるのは「第34条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第38条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第20条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から当該保険料率に第38条

第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除した額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に掲げる額の決定について準用する。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「第20条」とあるのは「第29条」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第24条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第31条」と、「第20条」とあるのは「第34条」と読み替えるものとする。

第48条第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第6章中第48条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第48条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の規定による届出をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出産の予定日を証する書類
- (2) 多胎妊娠であることを証する書類（多胎妊娠である場合に限る。）
- (3) 出産した被保険者及び当該出産に係る子との身分関係を証する書類（出産後に前項の規定による届出を行う場合に限る。）

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことが

できる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において証すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第9項第1号中「(昭和33年厚生省令第53号)」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第48条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第40条の2の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



印刷物番号

5 - 5 6